

## 車両使用協定書

株式会社 [redacted] (以下甲という) と [redacted] (以下乙という) は  
乙の所有名義の車両の使用に関して下記のとおり協定を結ぶ。

第一条 平成15年9月1日より平成16年8月31日までの一年間、乙の所有名義の車両を甲の業務に使用することとする。但し、甲乙いずれか一方が相手方に更新反対の意思表示をしない限り、同一条件で契約期間を一年間延長する。また、その後の延長も同様とする。

第二条 使用料は月額4万5千円とし、甲は乙にその代金を支払うものとする。

第三条 定期的な整備費、諸税金、保管料、保険料等はすべて乙の負担とする。但し、甲の過失による、事故の損害賠償、修理代金については甲の負担とする。

第四条 本協定書の定めなき事項、その他予期せぬ事態が発生した場合は、甲乙誠意をもって協議をし、その解決に当たるものとする。

平成15年8月1日

甲、

[redacted]  
株式会社 [redacted]  
代表取締役 [redacted]

乙、